

# 松山市認知症高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、認知症高齢者の徘徊による行方不明発生時の捜索、及び認知症高齢者が地域で安心して生活できるための見守りについて、警察等関係機関との密接な連携体制及び企業・団体等を含む地域住民が参加する市民参加型ネットワークの構築を目的とする。

## (事業運営)

第2条 本事業は、松山市と社会福祉法人松山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が協働して行うものとする。

2 事務局を、松山市は保健福祉部介護保険課、市社協は地域福祉部地域支援課に置く。

## (通称名)

第3条 本事業の通称名を「おまもりネット」とし、正式名称とともに普及啓発を行うものとする。

## (事業内容)

第4条 本事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認知症高齢者の徘徊による行方不明時の捜索協力体制の構築
  - ア 徘徊発生時の捜索協力に関する事
  - イ 捜索協力者及び協力事業所の登録手続きに関する事
  - ウ 認知症による徘徊の恐れがある高齢者の利用登録手続きに関する事
- (2) 認知症高齢者に対する日常的な見守り体制の構築
  - ア 見守り協力事業所の登録手続き及びシニアまもるくんステッカー配布に関する事
  - イ 利用登録者に対するお守りキーホルダーの配布に関する事
  - ウ 認知症に対する理解の普及啓発に関する事
- (3) 関係機関との連携に関する事及び、その他本事業に必要な事

## (専属的業務役割)

第5条 前条に規定する事業内容のうち、次に掲げる事項について、松山市と市社協がそれぞれ専属的な業務として行うものとする。

- (1) 松山市が行うことは以下のとおり。
  - ア 警察に対する事業連携のための情報提供業務
  - イ シニアまもるくんステッカー及びおまもりキーホルダーの管理業務
- (2) 市社協が行うことは以下のとおり。
  - ア 捜索協力に関する情報配信業務
  - イ システム管理業務
- (3) その他必要な業務については、協議の上、行うものとする。

### (協力登録)

第6条 本事業に協力する者は、個人であれば「協力登録届出書（個人用）」（様式第1号）、事業所等であれば「協力登録届出書（事業所用）」（様式第2号）により松山市又は市社協に登録を行う。もしくは、市社協ホームページから登録を行う。

2 事業所等の登録は、原則、建物単位での登録とする。

### (搜索協力)

第7条 本事業の搜索協力は、親族等が警察に搜索依頼を行うことを前提とする。

2 事務局は、本事業の利用依頼を受けた場合、情報収集を行い、第9条に規定する利用登録者の場合、速やかに搜索協力者及び協力事業所に対し、搜索要請メールを送信しなければならない。

3 利用登録者でない場合は、関係機関と連携して親族の同意を得たうえで、登録者とみなすことができる。その場合、利用登録届出書を後日、提出してもらうこととする。また、親族がいない場合や存在が明らかでない等、親族の同意を得ることができない場合は、個人情報保護法第23条第2項等を適用し、第三者提供できるものとする。

4 搜索協力者及び協力事業所への情報配信は、配信時間は8時から21時までとする。

5 搜索依頼を受けた搜索協力者及び協力事務局は、可能な範囲の搜索協力を行い、行方不明者に関する情報を取得した場合は、速やかに警察に通報しなければならない。また、行方不明者を発見した場合は、警察等関係機関への引き渡し終了するまで保護に努めるものとする。

6 事務局は、搜索要請終了の報告を受けた場合、速やかに搜索協力者及び協力事業所等にその旨を伝えなければならない。ただし、報告を受けた時間が情報配信時間外の場合は、翌日とする。

### (見守り協力)

第8条 見守り協力は、事業所等の登録とし、平素の業務等において、認知症が疑われる高齢者を発見した場合は、可能な範囲の支援を行うよう努めなければならない。ただし、個人での登録を希望する者については、本事業の目的を理解したうえで登録できるものとする。

2 見守り協力登録は、認知症高齢者に対する理解が必要なため、認知症サポーター養成講座を受講していることを登録要件とする。ただし、事業所等においては、従業員のうち、当該講座を受講している者が1人以上いる場合、または、未受講であっても認知症に対しての理解があると認められる場合はそのかぎりではない。

3 事務局は、見守り協力事業所等に本事業のシンボルマークとして「シニアまもるくんステッカー」を配布し、建物等に掲示の依頼を行う。

### (利用登録)

第9条 本事業の利用登録者は、認知症による徘徊の恐れがあり、本市に居住するおおむね65歳以上の高齢者とする。ただし、特に必要と認める場合はそのかぎりではない。

2 本事業を利用しようとする者は、「利用登録届出書」（様式第3号）により松山市又は市社協に登録の申出を行う。

- 3 本事業の利用登録届出者は、本事業が認知症高齢者を対象とすることを考慮し、親族とする。ただし、特に必要と認める場合はそのかぎりではない。

#### **(お守りキーホルダー)**

- 第10条 利用登録者に対し、登録番号等が印字された「お守りキーホルダー」を無料配布する。
- 2 警察及び関係機関から登録番号による身元照会の依頼があった場合は、情報提供を行うものとする。ただし、それ以外の者からの照会依頼については情報提供を行わず、警察及び関係機関へ連絡し、支援を行う旨を伝える。
  - 3 照会時は、登録番号照会記録（様式第4号）に必要な事項を記載しなければならない。

#### **(個人情報)**

- 第11条 本事業を通じて知り得た個人情報の取扱いについては、事業目的以外の利用を行ってはならない。

#### **(情報発信手段等)**

- 第12条 検索時の情報発信手段は、検索協力者及び協力事業所の登録したメールアドレスを活用する。なお、連絡調整等にかかる通信費等の経費については、それぞれが負担するものとする。

#### **(変更・廃止)**

- 第13条 本事業の登録内容に変更があった場合、または、登録の廃止を希望する場合は、協力者であれば「協力登録変更・廃止届出書（個人用）」（様式第5号）、協力事業所であれば「協力登録変更・廃止届出書（事業所用）」（様式第6号）、利用登録者であれば「利用登録変更・廃止届出書」（様式第7号）により松山市又は市社協に変更・廃止の申出を行う。

#### **(その他)**

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、松山市と市社協が協議の上、別に定めるものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。